

令和7年度山形地方最低賃金審議会
第1回山形県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年8月1日（金）午前9時58分～午前10時21分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員9名

公益	粕谷委員、コーエンズ委員、丸山委員
労働者側	石川委員、柿崎委員、納富委員
使用者側	木村委員、丹委員、仁藤委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、今野賃金室長補佐、高橋事務官

4 議 題

- （1）部会長、部会長代理の選出について
- （2）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について
- （3）審議日程について
- （4）山形県最低賃金の改正決定について
- （5）その他

5 議事経過

○事務局：門脇

ただ今から、第1回山形県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の会議は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の方が入っております。カメラ撮影は冒頭の部分、部会長を選出して議事に入る前までを許可しておりますことをご報告いたします。

当専門部会の進行につきましては、山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程第4条の規定により部会長が会議の議長を務めることとなっておりますが、部会長を選出するまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、7月29日付けで「山形県最低賃金専門部会委員」として任命し、お手元に辞令書をお配りしております。任期は当専門部会の廃止までとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1ページ資料I-1に専門部会委員の名簿を載せております。全員が本審議会の委員でありますので、この場で改めてのご紹介は割愛させていただきます。

当専門部会の会議開催に必要な定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項により委員の3分の2以上、又は公労使委員の各3分の1以上の出席が必要と定められております。

本日は、全員にご出席いただいておりますので、当審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、はじめに、労働基準部長の松岡よりご挨拶を申し上げます。

○松岡労働基準部長

本日は、大変お忙しいところ、第1回山形県最低賃金専門部会にご出席いただきまして感謝を申し上げます。

ただ今ご案内させていただいたとおり、皆様には7月29日付けをもって専門部会委員として任命させていただいたところでございます。

これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、第1回専門部会を開催させていただきましたが、専門部会は8月25日まで計6回の開催を予定しております。

委員の皆様には、ご多用の中、また、このような暑さの厳しい時期にご審議いただくことになり、大変ご苦勞をお掛けいたしますが、目安額や山形県内の経済動向などを踏まえまして、十分にご審議を頂き、全会一致での結審に向けご尽力賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

○事務局：門脇

それでは、議事の（1）部会長及び部会長代理の選出を行います。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項により準用する第24条第2項及び第4項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから選出することとされております。事前に公益委員の皆様でご協議いただき、候補者を選出いただいておりますので、事務局からご提案申し上げます。部会長の候補として丸山委員をご提案申し上げます。また、部会長代理の候補としてコーエンズ委員をご提案申し上げます。皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、部会長は丸山委員、部会長代理はコーエンズ委員をお願いいたします。

それでは、これ以降の進行は丸山部会長をお願いいたします。

○丸山部会長

ただいま部会長を拝命いたしました丸山です。どうぞよろしくお願い致します。昨日、中賃の目安がだされるかなというところでしたが、様々な議論がなされているようでまだ出ていない状況です。私は欠席となりましたが、第1回本審で労側、使側から基本的な考え方を頂戴しているところです。議事録でしっかりと拝見させていただきました。今年は7月から猛暑日が連続していて、記録を更新しているようなんですけれども、なんとなく今年も大変な議論になるのかなと不安な気持ちもあるところです。

ここ数年、前年よりも厳しいということが続いてきているということで、皆さまにお忙しいところお集まりいただいているところです。真摯に両側からご意見を伺って、基本は労使のイニシアティブによって進めていただくという基本方針の中で、いろいろな話を聞きながら全会一致を目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは議事に入ります。

まず、議事の（2）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について確認しますので、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

議事の説明に入る前に、目安に関しご報告させていただきます。

委員の皆様も報道等でご存じの事と思われそうですが、昨日、中賃の第5回小委員会が開催されました。しかしながら結審に至らず第6回小委員会を開催する予定となっています。この様な状況ですので中賃資料は5日開催の第2回本審で提供させていただきますことをご了承願います。

なお、本日専門部会を開催するにあたり、5ページに当県の基礎調査結果を速報値として

お付けしております。詳細については5日の第2回本審において説明させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

では、専門部会運営規程の説明をさせていただきます。

2ページ資料Ⅰ-2を「山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をご覧ください。

最低賃金法、最低賃金審議会令及び山形地方最低賃金審議会運営規程に定められていない詳細事項についてはこの運営規程に則って専門部会を運営することになります。

主な条文についてご説明いたします。

第3条は、テレビ会議システムを利用した出席について、会議欠席等の場合の通知について、定めております。

第5条は、会議の公開・非公開について定めております。会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる、と定めております。

第6条は、議事録・会議資料の公開・非公開について定めております。第5条と同様に、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開する、と定めております。

第7条は、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、審議会会長に報告する、と定めております。

こういったところが主な内容でございます。今年度、特段変更を要する点はないものと考えております。

○丸山部会長

ただ今の事務局からの説明について、意見や質問等はございませんか。

ないようですので、それでは、現行の専門部会運営規程に則って運営していくことを確認いたします。

次に、議事の（3）審議日程について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

4ページ資料Ⅰ-3専門部会の開催日程（案）をご覧ください。

本日終了後、2回目以降は金額審議となりますが、第2回を8月6日（水）13時15分から、第3回を8月8日（金）10時から、第4回を8月19日（火）15時から、第5回を8月22日（金）10時から第6回を8月25日（月）13時30分から開催し、8月25日の結審を目指します。そして、翌26日（火）午後1時15分から開催の第3回本審議会において、部会長から会長へ報告していただき、そして会長から労働局長へ答申するという日程をご提案申し上げます。

○丸山部会長

ただ今の事務局案について、ご意見等はございますか。

ご意見がなければ、事務局案のと通りの日程で開催していくこととします。

次に、議事の（4）山形県最低賃金の改正決定に進みます。金額審議を始めるにあたり、労使双方からご意見をお伺いしたいと思いますが、未だ目安が示されておりませんし、第1

回本審でもご意見をいただいております。改めて各側からのご意見がありましたらご発言をお願いします。

労働者側委員いかがでしょうか。

○労働者側：石川委員

第1回の本審で大まかな考え方は示したところでございますが、改めて意見を述べさせていただきます。労働者側の石川です。よろしくお願いします。

昨日7月に発表されました、日銀の経済物価情勢の展望において、「我が国の経済の先行きに関して各国の通商政策などの影響を受けて、緩和的な金融環境などが下支えの成長ベースが鈍化している。その後、海外経済の緩やかな経済成長のもと、成長率を高めていく」としておりました。また、物価の先行きに関しては、「除く生鮮食品の消費者物価は2025年度に2%台後半、2026年度は1%台後半、2027年度は2%程度となり、成長率が高まるもとで人手不足感が強まる」としておりました。県内においては、前回本審で提供いただいた資料の中で、昨年の最低賃金が発効になった以降、直近月までの持家の帰属家賃を除く消費者物価指数は全国よりも山形の方が高く、最低賃金近傍で働いている労働者の生活は数字を見る限りでは厳しさを増しており、賃金としてのセーフティーネットの役割はまだまだ十分果たせていないのではないかと考えております。また、昨日発表の山形県経済動向月例報告において、「本県経済は緩やかに持ち直しているものの、弱含みの動きが続いている」としておりました。雇用情勢のみ若干下げ基調の判断でございました。

さて、前回も申し上げましたが、2025骨太方針において「賃上げこそが成長戦略の要」と打ち出しており、最低賃金に関しては非常に大きな目標を掲げております。ただその実現のためにも適切な価格転嫁や生産性向上など、賃上げ支援の施策も掲げておられます。しかし、生活者のみならず、県内の中小企業、零細企業においては、人手不足や価格転嫁が進んでおらず非常に厳しい経営を強いられているところも多くあります。最賃近傍の方、各中小企業、零細企業の状況等を鑑みると、企業の収益を確実に確保し、労働者の処遇を改善し、県内の経済の回復と安定に繋げていくことが労使で目指していくべき本来の姿ではないのでしょうか。賃金の底上げは必要である、これは労使間で共通認識であると前回の本審の方でもおっしゃっていただきました。決定の際の3要素を十分鑑み、お互い納得できるように真摯な議論を重ねて答えを導きだしたいと考えております。目安が出ていない中なので本日は具体的な金額は申し上げられませんが、よろしくお願いします。以上でございます。

○丸山部会長

では、使用者側からご意見ございますか。

○使用者側：丹委員

今朝の朝日新聞の報道によると目安は6.0%以上、63円以上になるという衝撃的な数字が出ていました。

いま、労側の指摘にもありましたが、規模や業種によっては好調な企業がある一方で、物価高、あるいは最低賃金を含む人件費の高騰分を十分価格転嫁できていないという厳しい経営環境にある中小企業が多いことをまず認識していただきたいと思います。

骨太方針などでの最低賃金への言及、例えば目安を超える引き上げが行われた場合、重点的な支援を行うなどのくだりは、にんじんをぶら下げて大幅な引き上げを強いているというような態度で容認しがたいと考えています。さらに、支援の内容も何ら具体的でない、どれだけ引き上げるかによってこうします、ということがあればまだしも、方針ですので具体的

な内容を示せないのは分かるものの、どうすれば企業にとって支援のメリットがあるのかというところは、手探りの状態であるということを指摘しておきたいと思います。いずれにしろ大幅な人件費の増加は、雇い控えや廃業、倒産を招くというリスクがあるということを十分に認識しておく必要があると考えております。

使用者側としては、最賃法に定める最賃決定の3要素、生計費、賃金、通常の事業の賃金の支払い能力、各種統計資料から適切に判断したいと考えています。特に3要素のうち、賃金の支払い能力については重きを置いて考えざるを得ないということです。3要素を総合的に表す賃金改定状況調査結果、第4表②③の賃金上昇率を重視して議論を重ねていくという基本的な考えについては、一切変更はございません。労側の指摘にあったとおり、地域経済の実態に即した形での改定の議論、企業の立場から言うとどうしてこの金額になったのかということで、納得感の得られるような議論を双方で展開していきたいと思います。以上です。

○丸山部会長

ほかの委員の方で、ご意見等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

労使双方、ご意見ありがとうございます。

さて、これからの進め方ですが、週明け5日（火）の第2回本審において中賃の目安伝達を受け、その際、中賃資料も提供されるとの事務局説明がありましたので、金額審議は目安伝達後、6日（水）開催の第2回専門部会から開始したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、次回、第2回専門部会から金額審議を開始しますので、労使双方とも金額提示の準備をお願いして、本日はここまでということでよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

それでは、事務局から次回の専門部会について連絡してください。

○事務局：門脇

次回、第2回専門部会は、8月6日（水）午後1時15分从这个会場（大会議室）で開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山部会長

次回、第2回以降の専門部会については、公労、公使の個別協議で金額審議を進めていきたいと思いますので、「非公開」にしたいと考えますが委員の皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

異議がないようですので、第2回以降の専門部会は「非公開」といたします。

それでは、これで第1回専門部会を終了といたします。

お疲れ様でした。